

3 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る性能に関して告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。

一 またがり式の座席

二 容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるもの

三 かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の七倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席

四 横向きに備えられた座席

五 非常口付近に備えられた座席

六 法第四十七条の二の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席

第二十二条中第六項及び第七項を削り、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の自動車（乗車定員十一人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。）の座席の後部部分は、衝突等による衝撃を受けた場合における当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関して告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、前項各号に掲げる座席にあつては、この限りでない。

第二十二條の二を次のように改める。

第二十二條の二 自動車の補助座席、車掌用座席その他これに類する座席以外の座席の定員は、座席定員又は乗車定員のうち告示で定める割合以上でなければならぬ。

第二十二條の三第一項中「第二十二條第六項」を「第二十二條第三項」に改める。

第二十二條の四「普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）、乗車定員十一人以上の自動車」を「車両総重量が三・五トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以下のものを除く。）」に、第二十二條第六項「を、第二十二條第三項」に改め、「（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、運転者席及び旅客三人の用に供する座席）を削り、次の基準に適合する装置（以下「頭部後傾抑止装置」という。）を、衝突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関して告示で定める基準に適合する頭部後傾抑止装置」に改め、同条ただし書中「座席が第一号及び第二号の基準に適合する」を、座席自体が当該装置と同等の性能を有する」に改め、同条各号を削る。

第三十二條第一項中「被けん引自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。以下この項から第四項まで」を「被けん引自動車を除く。第四項」に改め、次の基準に適合する」を削り、同項各号を削り、同条第五項から第七項までを削り、同条第四項中「前項に掲げた」を「その」に、次の」を「取付位置、取付方法等に関する告示で定める」に改め、同項各号を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項を次のように改め、同項を同条第四項とする。

自動車の前部には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車であつて光度が告示で定める基準未満である走行用前照灯を備えるものにあつては、この限りでない。

第三十二條第四項の次に次の一項を加える。

5 すれ違い用前照灯は、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

第三十二條第二項中「前項に掲げた」を「その」に、次の」を「取付位置、取付方法等に関する告示で定める」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 走行用前照灯は、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

第三十二條第八項中「次の」を「前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「次の」を「前照灯のレンズ面の洗浄性能等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「前項に掲げる」を「その」に、次の」を「取付位置、取付方法等に関する告示で定める」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十項とする。

第三十三條第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「前項に掲げた」を「その」に、次の」を「取付位置、取付方法等に関する告示で定める」に改め、同項各号を削る。

第三十三條の二第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

3 側方照射灯は、その性能を損なわないうように、かつ、取付位置、取付方法等に関する告示で定める基準に適合するように取り付けなければならない。

第三十四條第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 車幅灯は、その性能を損なわないうように、かつ、取付位置、取付方法等に関する告示で定める基準に適合するように取り付けなければならない。

第三十四條第四項を削る。

第三十四條の二第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「前項に掲げた」を「その」に、次の」を「取付位置、取付方法等に関する告示で定める」に改め、同項各号を削る。

第三十五條第二項中「次の」を「反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関する告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「前項に掲げた」を「その」に、次の」を「取付位置、取付方法等に関する告示で定める」に改め、同項各号を削る。

第三十五條の二第一項中「（専ら乗用の用に供するものを除く。）」及び「当該各号に掲げる部分」を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 長さ六メートルを超える普通自動車
 - 二 長さ六メートル以下の普通自動車である牽引自動車
 - 三 長さ六メートル以下の普通自動車である被牽引自動車
 - 四 ポール・トレーラ
- 第三十五條の二第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 側方灯は、その性能を損なわないうように、かつ、取付位置、取付方法等に関する告示で定める基準に適合するように取り付けなければならない。

第三十五條第四項を削り、同条第五項中「次の」を「反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関する告示で定める」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前項に掲げる」を「その」に、次の」を「取付位置、取付方法等に関する告示で定める」に改め、同項各号を削り、同項を同条第五項とする。

第三十六條第一項中「夜間後方二十メートルの距離から自動車登録番号標、臨時通行許可番号標、回送通行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の」を削り、但し「を、ただし」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 番号灯は、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

第三十六條第二項の次に次の一項を加える。

3 番号灯は、その性能を損なわないうように、かつ、取付位置、取付方法等に関する告示で定める基準に適合するように取り付けなければならない。